

05

すまいとくらし

1 区営住宅（二人以上の世帯向）

問合せ：住宅課住宅管理係 ☎ (3647) 9464 FAX (3647) 9268

区営住宅は、住宅に困っていて、所得が一定額以下の世帯向けの住宅です。入居者の募集は、あき家が発生した場合のみ実施し、「こうとう区報」や区のホームページでお知らせします。

※区営住宅の建替え事業に伴い、現在、入居者の募集は行っておりません。

募集を再開する際は、「こうとう区報」や区のホームページでお知らせします。

■募集時期

・抽せん募集…6月上旬・12月上旬。（あき家が発生した場合のみ募集します。）

■申込資格

以下の5つの要件すべてを満たす必要があります。

- (1) 申込者が江東区内に1年以上居住していること
- (2) 同居親族がいること（単身者は申込みできません。）
- (3) 世帯の所得が所得基準内であること（下記の【所得基準表】を参照してください。）
- (4) 住宅に困っていること
- (5) 申込者及び同居親族が暴力団員でないこと

■所得基準表

家族数	家族全員の所得金額の合計（円）	
	一般区分	※特別区分
2人	0～2,276,000	0～2,948,000
3人	0～2,656,000	0～3,328,000
4人	0～3,036,000	0～3,708,000

→世帯員数が一人増えるごとに38万円を加算してください。

※特別区分に該当する世帯

- (1) 心身障害者を含む世帯
- (2) 60歳以上の世帯
(申込者本人が60歳以上であり、かつ同居親族全員が60歳以上、18歳未満の児童のいずれかに該当すること。)
- (3) 原子爆弾被爆者を含む世帯
- (4) 海外からの引揚者を含む世帯
- (5) ハンセン病療養所入所者等を含む世帯
- (6) 高校修了期までの子どもがいる世帯

■住宅一覧

住宅名	所在地	戸数
扇橋一丁目アパート	扇橋 1-20-1・2	98戸
塩浜住宅	塩浜 2-25-1・2	72戸
猿江住宅	猿江 1-11-22	42戸
北砂二丁目アパート	北砂 2-9-16	27戸
大島住宅	大島 5-27-17	83戸
東砂八丁目住宅	東砂 8-24-1	28戸
森下二丁目住宅	森下 2-14-10	10戸
塩浜一丁目住宅	塩浜 1-4-12・14	83戸
北砂七丁目住宅	北砂 7-2-1・2・3・4	100戸
東陽一丁目住宅	東陽 1-15-9	5戸
東陽一丁目第二住宅	東陽 1-10-5	6戸

計：11 団地 554 戸

2 区営高齢者住宅（シルバーピア）

問合せ先：住宅課住宅管理係 ☎ (3647) 9464 FAX (3647) 9268

高齢者に配慮した設備（緊急通報システム等）を備えた住宅です。入居者の安否確認や緊急時の対応、生活相談等のためにワーデン（生活協力員）等を配置しています。入居者の募集は、あき家が発生した場合のみ実施し、「こうとう区報」や区のホームページでお知らせします。

※区営住宅の建替え事業に伴い、現在、入居者の募集は行っておりません。

募集を再開する際は、「こうとう区報」や区のホームページでお知らせします。

■募集時期

・抽せん募集…6月上旬・12月上旬（あき家が発生した場合のみ募集します。）

■申込資格

それぞれ、①～⑤の要件すべてを満たす必要があります。

（1）単身者向（1DK）

- ① 65 歳以上の単身者であること
- ② 江東区内に 3 年以上居住していること
- ③ 申込者の所得が所得基準内であること
所得金額：0 円～ 2,568,000 円
- ④ 住宅に困っていること
- ⑤ 暴力団員でないこと

（2）二世帯者向（2DK）

- ① 2 人とも 65 歳以上であること
- ② 申込者が江東区内に 3 年以上居住していること
- ③ 世帯の所得が所得基準内であること
所得金額：0 円～ 2,948,000 円
- ④ 住宅に困っていること
- ⑤ 申込者及び同居親族が暴力団員でないこと

■住宅一覧

住宅名	所在地	戸数
ピアすみよし	住吉 2-8-9	26 戸 ※
ピアこうとう	東陽 6-2-17	40 戸
ピアおおじま	大島 6-14-4	40 戸
猿江住宅（高齢者住宅）	猿江 1-11-22	32 戸

※ R7.9 借上終了

計：4 団地 138 戸

3 都営住宅

問合先：東京都住宅供給公社都営住宅募集センター ☎ (3498) 8894 FAX (3409) 4527

家族向・単身者向（抽せん方式）のほか、世帯向けのポイント方式による募集及びシルバーピアの募集（抽せん方式）があります。

詳しくは、東京都住宅供給公社（JKK 東京）にお問い合わせください。

4 UR 賃貸住宅（旧公団住宅）

問合先：独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 ☎ (3347) 4375

高齢者等向け特別設備改善住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅等があります。

また、申込者の収入が基準額に満たない場合でも、申込者の平均月収額が基準月収額の半分以上あれば、同居親族の収入との合算、又は勤務先や親族から受ける家賃補給額との合算が認められています。

さらに、一定以上の貯蓄基準を満たす方や、契約時に1年以上の家賃と共益費をまとめて支払っていただくことにより、継続的に収入の無い方でも、ご契約いただける制度もあります。

5 住宅あっせん

問合先：住宅課住宅指導係 ☎ (3647) 9473 FAX (3647) 9268

住宅に困っている区内の高齢者世帯に、（公社）東京都宅地建物取引業協会江東区支部と（公社）全日本不動産協会東京都本部城東第二支部の協力を得て、民間アパートを探すお手伝いをします。（相談窓口①区役所で毎週火曜日午後【予約制】②協力不動産店で店舗の営業時間中いつでも。【区への事前申請が必要】）

このあっせん制度による契約が成立し、民間保証会社と保証契約を結んだ場合、負担した保証料の一部を助成します。（初回保証料の半額、上限2万円）また、一定の所得基準以内の方には、契約金の一部を助成します。（家賃の1ヶ月相当、上限8万円。どちらの助成も生活保護受給者は除く）

6 生活福祉資金の貸付

問合先：社会福祉協議会福祉サービス課 ☎ (3647) 1898 FAX (3699) 6266

日常生活で介護を必要とする65歳以上の方がいる世帯に、民生委員の相談援助活動のもと、福祉資金（転宅費等）、住宅資金（増改築・補修等）、療養・介護資金等をお貸しします。資金の種類に応じて、限度額、貸付および返済条件に基準があります。

■対象となる世帯

次のすべてに該当する世帯

- (1) 公的資金・銀行等、他からの借入れが困難であること。
- (2) 区内に住民登録されていること。
- (3) 65歳以上の要介護高齢者のために利用すること。
- (4) 世帯収入が定められた一定基準以下であること。
- (5) 返済の見込みがあると判断できること。
- (6) 原則連帯保証人を1名以上用意できること。

※すでに支払いを終えた経費については、貸付の対象となりません。

7 生活福祉資金（不動産担保型生活資金）の貸付

問合先：社会福祉協議会福祉サービス課 ☎ (3647) 1898 FAX (3699) 6266

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金の貸付を行い、自立を支援します。

■貸付対象

次のすべてに該当する方

- (1) 借入れを申し込まれる方が、単独で所有している不動産に居住している世帯。
※同居の配偶者と共有名義の場合は、配偶者が連帯借受人となります。
※マンションは対象となりません。
- (2) 居住している不動産に、賃借権等の利用権および抵当権等の担保権が設定されていないこと。
- (3) 同居人として認められるのは、配偶者、本人もしくは配偶者の親です。
- (4) 世帯の構成員が、原則として65歳以上であること。
- (5) 区市町村民税非課税もしくは均等割課税程度の低所得世帯であること。

8 生活保護の相談

問合先：保護第一課 ☎ (3645) 3106 FAX (3647) 4917

保護第二課 ☎ (3637) 2707 FAX (3683) 3722

生活保護は、病気やけが、高齢などで収入がなくなったり、働いていても収入が少ないなど、生活費や住宅費、医療費等に困っている方に対して、その不足分を補い、自立した生活ができるように援助していく制度です。現に暮らしに困っていれば、国民の誰もが差別されることなく、制度を利用することができますので、お困りの方はご相談ください。

なお、制度の利用にあたっては、資産、能力や他法他制度、その他あらゆるものを、生活保護制度に優先して活用していただきます。

■担当地域

所在地	対象地域
保護第一課 (東陽 4-11-28 区役所 2 階)	清澄・常盤・新大橋・森下・平野・三好・白河・高橋・佐賀・永代・福住・深川・冬木・門前仲町・富岡・牡丹・古石場・越中島・塩浜・枝川・豊洲・東雲・有明・青海・辰巳・潮見・千石・石島・千田・海辺・扇橋・猿江・住吉・毛利・木場・東陽・東砂 (6～8 丁目)・南砂・新砂・海の森
保護第二課 (大島 4-5-1 総合区民センター 1 階)	亀戸・大島・北砂・東砂 (1～5 丁目)・夢の島・新木場・若洲

9 生活保護以外の経済的な相談

問合先：保護第一課 ☎ (3647) 8487 FAX (3647) 4917

保護第二課 ☎ (3637) 3741 FAX (3683) 3722

生活保護法による援助を受ける状態ではないが経済的にお困りの方には、相談支援員と一緒に課題を整理し、自立に向けた解決策を図るお手伝いをします。

■相談の流れ

- (1) 相談員がお話を伺い、生活上の困りごと・悩みの確認・整理を行います。
- (2) 解決に向けた計画を一緒に作成します。
- (3) 一緒に考えた計画に沿って、関係する機関と連携を取りながら、無理せず根気よく、ひとつひとつの問題の解決に取り組みます。

■担当地域

「8 生活保護の相談」の表と同じです。

10 民生委員

問合先：福祉課福祉管理係 ☎ (3647) 4318 FAX (3647) 9186

民生委員は、地域にお住まいの生活に困っている方、高齢の方など福祉に関するさまざまな相談に乗っています。また、相談内容に応じて長寿サポートセンターや区の関係機関への橋渡し等、必要な支援を行います。

民生委員には秘密を守ることが法律で義務付けられていますので、相談内容や秘密が他に漏れることはありません。安心してご相談ください。

お住まいの区域を担当する民生委員については、福祉管理係へお問い合わせください。